

6 監 査 第 9 5 号
令和 6 年 1 1 月 2 9 日

請求人（略）

愛知県監査委員 前 田 貢

同 山 内 和 雄

同 小 川 淳

同 いなもと和仁

同 島 倉 誠

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和6年10月21日に提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和6年10月21日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県福祉局児童家庭課児童虐待対策グループ職員

2 請求の対象となる財務会計行為

児童相談所のシステム改修

3 当該行為が違法・不当である理由

児童相談所と警察は、要保護児童対策地域協議会において、情報共有を既に行っており、人員も経費も支出している状況であり、児童相談所のシステム改修により新たに情報共有する必要がなく、支出が重複している。

4 請求する措置

児童相談所のシステム改修費（12,683千円）を支出せず、システム改修を実施しないこと、そして、実態を把握し、新たに情報が加われば調べ直し、誤りがあれば速やかに修正し、効果が出ているかを常に見直し、政策を考えるように変えることを求める。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としているから、要件該当性を順次検討する。

1 請求人が財務会計上の行為として主張している児童相談所のシステム改修（以下「本件システム改修」という。）に係る経費は、本件住民監査請求時点において支払われていないが、本件システム改修の実施に係る契約は、令和6年10月31日に締結された。そうすると、法第242条第1項に規定する公金の支出が相当な確実さをもって予測される場合に当たると認められるから、請求の対象となる。

2 請求人は、本件システム改修について、児童相談所と警察との情報共有が要保護児童対策地域協議会により既に経費を投じて行われており、新たに情

報共有を行う必要がないにもかかわらず、情報共有を目的としたシステム改修を実施することは、支出が重複することになるため違法であると主張している。

この点、児童虐待に係る事案への迅速な対応を図るために、児童相談所と警察は、従来から情報を定期的に共有してきたが、今般予定している本件システム改修は、情報の共有体制を強化するために、児童相談所が定期的に提供してきた全ての情報を即時に警察で閲覧できる体制を新たに構築することを主な内容とするものである。

そうすると、本件システム改修への公金の支出が、従来の取組への支出と重複することを理由に、違法又は不当であることをいうには、本件システム改修が既に実施されている取組と同一のものである事実を指摘する必要があるところ、請求人は、支出が重複していると述べるのみであり、双方のどこが重複することになるかについて具体的な事実を示しているものではない。

- 3 なお、付言すると、請求人は、請求時に提出した事実証明書で令和6年5月に犬山市で小学生が虐待により死亡した事件を掲げ、また、令和6年11月21日に追加提出した証拠書類では複数の児童虐待死の事件を例に掲げたうえで、各事件の原因が、児童相談所と警察との情報共有の問題ではないことを理由に、本件システム改修が必要でない旨の主張をしている。

しかし、こうした一連の主張は、本件での財務会計行為そのものの違法又は不当をいうものではない。

そもそも、請求人が掲げている事件の原因がどこにあるかはおくとして、児童虐待に係る事案に対する具体的な対応の在り方は、個々の事案ごとに判断されるものであるから、個別の事件を例として指摘するのみでは、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を目的とする情報の即時共有の必要性を否定するうえでの合理的な理由ということもできない。

- 4 さらに、請求人は、追加提出した上記の証拠書類の中で、児童虐待に関する様々な検討をしている。

しかし、その指摘はいずれも、本件システム改修の実施によって支出が重複するという主張を具体的に裏付けるものではないし、また、本件での財務会計行為に関する、それとは別の違法又は不当な事由に関する指摘ということもできない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。